収入
印紙

# 委託契約書

１　委託業務の名称　　播但連絡道路（南区間）料金収受業務委託

２　履行場所　　姫路市的形町的形～神崎郡神河町大山（播但連絡道路）

３　履行期間　　令和　９年　４月　１日　から
　　令和１２年　３月３１日　まで

４　業務委託料　　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

５　契約保証金　　免　　除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書３通を作成し、発注者、受注者及び業務履行保証人が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　月　　日

発注者　　兵庫県道路公社　　神戸市中央区下山手通４丁目１８番２号
　　契約担当者　　兵庫県道路公社
　　職　氏　名　　理事長　　髙　野　滋　也

受注者　　住　所

　　氏　名

次の業務履行保証人は、受注者がこの契約による債務を履行しない場合において、その履行責任を負う。

業務履行保証人　住　所

　　氏　名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、頭書の業務委託の委託契約に関し、この約款（契約書及び特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。）に定めるもののほか、別冊の仕様書、料金収受業務要領及びブース開閉時のマニュアル（以下「仕様書等」という。）に従い、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行しなければならない。

２　発注者は、その意図する委託業務を履行させるため、委託業務に関する指示を受注者又は受注者の契約代理人（第 11 条に定める契約代理人。以下同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の契約代理人は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。

３　受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議がある場合を除き、委託業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　受注者は、委託業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

５　受注者は、委託業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟の提起については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（委託業務の範囲）

第２条　発注者が受注者に委託する委託業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。

(1)　料金所において、通行者から所定の通行料金を現金で収受するとともに、領収書を交付すること。

(2)　料金所において、通行者から回数券その他前売り通行券、クレジットカード、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣコーポレートカード、軍用車両有料道路通行証明書、業務用プレート等の提示があった場合、播但連絡道路料金収受要領（以下「要領」という。）に定めるとおり処理を行うこと。

(3)　料金所において、通行者から市区町村の福祉担当窓口が発行した身体障害者手帳又は療育手帳の提示があった場合は、本人及び障害者割引対象者であることを確認し、所定の通行料金を現金で収受するとともに、領収書を交付すること。または、クレジットカード、ＥＴＣクレジットカード等の提示があった場合、要領に定めるとおり処理を行うこと。

(4)　入口自動発券機及びＥＴＣシステムのモニター監視、料金精算機の監視及び磁気カード通行券の補充･管理を行うこと。

(5)　ＥＴＣ課金にかかる軽微な調査をすること。

(6)　入口自動発券機の故障時等に、通行者へ磁気カード通行券を交付すること。

(7)　発注者の指示に基づき、通行の禁止、制限等に関する掲示等を入口料金所等において行うこと。

(8)　通行者からの道路の損壊、交通事故、異常気象等に関する通報を発注者に報告すること。

(9)　仕様書等に定めるところにより業務を行うこと。

(10)　播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）の指示によるもの。

(11)　前各号に付随する業務を行うこと。

（毎年度の委託金額）
第３条　各会計年度における業務委託料の支払予定額は、次のとおりとする。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 令和　8 年度 | ￥０円 | | | |
| 令和　9 年度 | ￥ | , | , | 円 |
| 令和 10 年度 | ￥ | , | , | 円 |
| 令和 11 年度 | ￥ | , | , | 円 |

２　発注者が、料金所又は通行量が著しく増減したことにより、基本収受レーン又は収受時間を変更する必要があると認めたときは、発注者と受注者が協議して、契約を変更することができるものとする。

（資金計画書）
第４条　受注者は、各会計年度の４月 10 日までに月別年間資金計画書を発注者に提出するものとする。
２　前条第２項により契約を変更したときは、受注者は、変更した月別年間資金計画書を発注者に提出するものとする。

（委託料の支払い）
第５条　受注者は、前条各項に規定する月別年間資金計画書による当該月分の委託料を翌月 10 日までに発注者に請求するものとする。
２　発注者は、前項に基づく受注者からの委託料の請求に対し、所長からの検認結果の報告を確認のうえ、毎月末日までに支払うものとする。

（契約の保証）
第６条　受注者は、この契約の締結と同時に、業務履行保証人（以下「保証人」という。）による保証を付さなければならない。
２　前項の保証人は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有するものと発注者が承諾したものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第７条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、委託業務を行う上で得られた情報、記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）
第８条　受注者は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（特許権等の使用）
第９条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（所長及び監督員の権限）

第 10 条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　所長又は監督員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて所長又は監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

⑴　発注者の意図する委託業務を履行させるための受注者又は受注者の契約代理人に対する委託業務に関する指示。

⑵　この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。

⑶　この契約の履行に関する受注者又は受注者の契約代理人との協議。

⑷　委託業務の履行の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督。

（契約代理人等の選任及び職員の届出）

第 11 条　受注者は、自己の使用する者のうちから、受注者に代わって発注者の監督又は指示に従い、委託業務の実施に関し、業務を総括する責任者（以下「契約代理人」という。）を選任するものとする。

２　受注者は、料金所において委託業務を適正かつ厳正に実施するため、料金所を統括する料金事務所長（以下「料金事務所長」という。）を選任するものとする。なお、発注者の承認を得た場合は契約代理人と料金事務所長を兼ねることができる。

３　受注者は、契約代理人又は料金事務所長が不在時の代理をする者を選任するものとする。

４　受注者は、前各項に規定する契約代理人、料金事務所長、代理をする者（以下「契約代理人等」という。）の選任を行うときは、その者の氏名、住所、年齢、職歴、雇用形態等を書面により速やかに所長に通知するものとする。この場合、受注者は、契約代理人に委任する職務の範囲を、所長に通知するものとする。

５　受注者は、この契約に定める業務に従事する職員の氏名、年齢、雇用形態等のほか、実務経験者にあっては、経験先の有料道路名及び期間を所長に通知するものとする。

６　受注者は、前２項の規定により通知した契約代理人等又は職員を変更したときは、前２項の例により通知するものとする。

７　所長は、契約代理人等又は職員が委託業務を実施するうえで不適当と認めたときは、その理由を明示して、受注者にその変更を求めることができる。この場合において、受注者は、適切な措置をとらなければならない。

（報告等の義務）

第 12 条　受注者は、毎日、仕様書等に基づき作成した各種報告書等を所長に提出し、委託業務の状況を報告するとともに、業務中に問題事案が発生したときは、速やかに所長に報告すること。

２　所長は、前項の規定により提出された報告等に疑義を生じたときは、受注者に対してその原因の調査を指示することができる。

３　受注者は前項の指示を受けた場合には、速やかに調査し、その結果を所長に報告しなければならない。

（発注者の確認等）

第 13 条　発注者及び所長は、委託業務の履行状況を確認するため前条に定めるもののほか必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について、受注者に報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

２　発注者及び所長は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないと認めたときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。
３　受注者は、前項の規定により発注者及び所長から指示を受けたときは、その指示に基づき、速やかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。

（異常事態の措置）
第 14 条　受注者は、災害、盗難その他異常事態が発生したときは、直ちに所長に報告するとともに、所長の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとったのち、速やかに所長に報告するものとする。

（貸与品等）
第 15 条　発注者が受注者に貸与する施設、車両その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）については、仕様書に定めるところによる。
２　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
３　受注者は、貸与品等を委託業務の使用目的以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、転貸若しくは原状を変更してはならない。
４　受注者は、貸与品等が災害その他の事項により滅失、亡失又はき損したときは、速やかに事故報告書を提出しなければならない。
５　受注者は、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって発注者の承認を得なければならない。
６　受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
７　受注者は、その責に帰する事由により貸与品等を滅失又はき損し、発注者に損害を及ぼしたとき及び第三者に損害を与えたときは、損害の賠償をしなければならない。
８　受注者が使用する料金事務所等の運営に要する経費のうち、発注者は電気料、上水道料、下水道使用料及び浄化槽の維持管理経費を負担し、その他はすべて受注者の負担とする。
９　受注者は、貸与品等の通常の維持保存に要する費用及びこれ以外のもので受注者が負担することが適当と思われる費用を負担するものとする。ただし、建物等の改築、災害等による修繕その他受注者に負担させることが不適当と認められる費用については、この限りでない。
10　受注者は、委託期間が満了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。受注者が原状回復の義務を履行しないときは、発注者は使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、受注者は何ら異議を申し立てることができない。

（仕様書等と委託業務内容が一致しない場合の修補義務）
第 16 条　受注者は、委託業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。
この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協力義務）
第 17 条　受注者は、発注者の行う調査その他発注者が委託業務の遂行上必要と認めて協力を要請する事項について協力しなければならない。

（条件変更等）
第 18 条　受注者は、委託業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
⑴　仕様書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
⑵　仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
⑶　仕様書等の表示が明確でないこと。
⑷　施行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
⑸　仕様書等に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の変更又は訂正を行わなければならない。
５　前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（仕様書等の変更）
第 19 条　発注者は、必要があると認められるときは、仕様書等又は委託業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託業務の中止）
第 20 条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が委託業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、委託業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
３　発注者は、前２項の規定により委託業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

（委託業務に係る受注者の提案）
第 21 条　受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
3　発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更しなければならない。

（臨機の措置）
第 22 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
3　発注者は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4　受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（業務履行に伴う損害賠償）
第 23 条　受注者は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額を発注者に補てんし、又は賠償しなければならない。
⑴　収受した金額が収受すべき金額に不足するときは、当該不足額。
⑵　収受金及び発注者から支給された回数券及び通行券類、並びに通行車両から収受した通行券等を亡失又はき損し、発注者に損害を与えたときは、当該損害の額。
⑶　道路施設、貸与品等をき損又は滅失することにより発注者に損害を与えた場合は、その損害額。
⑷　前各号に規定するもののほか、受注者の責に帰すべき理由により発注者に損害を与えたときは、当該損害の額。
2　受注者は、委託業務の実施について、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の責に帰する場合を除くものとする。
3　発注者は、発注者の責に帰すべき理由により受注者に損害を与えたときは、当該損害の額を受注者に賠償しなければならない。

（業務履行に伴う損害賠償金等の控除）
第 24 条　発注者は、受注者が前条第 1 項に規定する損害賠償金、又は補てん金の額を、発注者の指定する期日までに支払わないときは、委託料からその金額を控除し、なお不足を生じるときはさらに不足額を請求するものとする。

（第三者に及ぼした損害）
第 25 条　委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（第 37 条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　委託業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第 37 条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、委託業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4　前３項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（第三者による代理受領）

第 26 条　受注者は、発注者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第５条の規定に基づく支払をしなければならない。

（業務履行保証人）

第 27 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、保証人に対して委託業務を履行すべきことを請求することができる。

⑴　発注者の事業の運営に支障となる行為を企て、又は行ったとき。

⑵　法令違反行為、通行者の信頼を失墜させ、社会的な非難を受けるような社会規範に反する行為など、委託業務を実施する者として不適当であると認められる事実が発生したとき。

⑶　第１号及び第２号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2　保証人は、前項の請求があったときは、第７条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

（業務履行保証人の変更）

第 28 条　発注者は、保証人につき次の各号のいずれかにでも該当する事由が生じたときは、なんらの通知、催告がなくとも当然に、保証人との契約を解除することができる。

⑴　差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準ずる手続きが開始されたとき。

⑵　破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき。

⑶　その他、資力、業務履行能力等に重大な変更を生じたとき。

2　前項の規定により保証人の契約が解除された場合において、受注者は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有する新たな保証人による保証を付さなければならない。

3　受注者は、前項の規定により新たな保証人を付するときは、事前に発注者の承諾を得なければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 29 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴ 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

⑵ 発注者の監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

⑶ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第 30 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴ 第 7 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
⑵ 発注者の事業の運営に支障となる行為を企て、又は行ったとき。
⑶ 法令違反行為、通行者の信頼を失墜させ、社会的な非難を受けるような社会規範に反する行為など、委託業務を実施する者として不適当であると認められる事実が発生したとき。
⑷ 前３号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
⑸ 受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して兵庫県の競争入札又はせり売りにおいて地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項第２号に該当すると認めたとき、及び兵庫県道路公社の競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
⑹ 第 32 条又は第 33 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第 31 条　第 29 条又は第 30 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）
第 32 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）
第 33 条　受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　第 19 条の規定により仕様書を変更したため委託料が３分の２以上減少したとき。
⑵　第 20 条の規定による委託業務の全ての中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。
⑶　発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（発注者の損害賠償請求等）
第 34 条　次の各号のいずれかに該当するとき、損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑴ 第 29 条又は第 30 条の規定により契約が解除されたとき。
⑵ 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について不履行となったとき。
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
⑴ 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
⑵ 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
⑶ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 35 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 32 条又は第 33 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第５条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．６パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 36 条　受注者は、契約が解除されたときは、貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 29 条又は第 30 条の規定によるときは発注者が定め、第 32 条又は第 33 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第 37 条　受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 38 条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から委託料支払の日まで年３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料を相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

（賠償の予約）

第３９条　受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の２に相当する額を賠償金として発注者が指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったと

き。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約外の事項）

第 40 条　この契約書に定めのない事項については、兵庫県道路公社会計規程（昭和 46 年 4 月 26 日規程第 12 号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。